

2020年11月20日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク  
理事長 山口 益弘 様

株式会社カーブスジャパン  
常務執行役員 FC サポート部長  
中内 夢二



## ご回答

前略 貴法人より、2020年10月19日付書面にて受領いたしました「申入書」につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。

### 1. 会員除名について

Curves 会員規約（以下「本規約」という。）第 17 条では、会員の除名事由として、「破産申立てまたは民事再生申立、もしくは任意整理の申立があったとき」と規定しておりますが、実際の運用上は、会員にこのような事由が発生した場合であっても、これを以て直ちに除名するものではなく、会員の会費の支払状況に応じて適切に対応しております。つきましては、弊社としては、実態に即した規約とするために、当該事由を削除することといたしました。

### 2. 規約の変更について

本規約第 20 条では、規約の変更について、「会員の事前の承諾を得ることなく、本規約等の改定をおこなうことができる」と規定しております。しかし、これは民法の規定に反して規約の変更をおこなうという趣旨のものではなく、従前より、変更にあたっては、会員の一般の利益、目的、合理性等を勘案して対応しております。つきましては、今後とも、民法の規定に則った対応をおこなうことを明確にする趣旨で、本規定を下記のとおり改定することといたしました。

## 記

### 第 20 条（本規約の改定、諸費用ならびに運営システムの変更について）

1 会社は、民法の規定に従い、会員の事前の承諾を得ることなく、以下の各号の事項をおこなうことができます。なお、これらの変更の効力は、全会員に及ぶものとします。

(1) 本規約の改定

(2) 本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用の変更

2 会社は、施設運営システムについて、会社が必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、変更することができます。

3 前各項に基づいて改定する場合、会員にとって重要な事項を変更する場合は3か月前、その他の事項は2か月前までに、Curves 施設内に掲示する等の方法により変更内容を告知します。

以上

3. 改定の実施について

上記改定は、会員に事前告知の上、然るべきタイミングで実施する予定です。

ご不明点等がございましたら、下記担当者までご連絡をお願いいたします。

株式会社カーブスジャパン 経営管理部法務チーム 小川 琢也  
電話：03-5418-9922 E-mail：[cj-soumu@curves.co.jp](mailto:cj-soumu@curves.co.jp)

草々